

一般財団法人福島医大トランスレーショナルリサーチ機構定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人福島医大トランスレーショナルリサーチ機構（以下、「当法人」という。）と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を福島県福島市に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、産学官の連携等により、ライフサイエンス、ヘルスケア、医療、バイオテクノロジー等（以下、「ライフサイエンス等」という。）に関する調査、研究開発、研究成果物又は技術の移転、基盤整備等を行うことにより、疾病の予防及び治療、医薬品、医薬品原料、生体試料加工品製造支援、新産業の創出並びにライフサイエンス等の産業化の促進を図り、もって我が国産業の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とし、公共の福祉に寄与するため次項のビジョンを掲げる。

2 当法人のビジョンを「未来のパンデミックに備える」と定め、その具体的な内容は別に定めるものとする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、別表に掲げる事業を行う。

第3章 財産及び会計

(財産の拠出)

第5条 設立者は、金三千万円を当法人のために拠出する。

(財産の種類)

第6条 当法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、当法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定められたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 当法人設立以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を公益目的事業に使用するものとし、残余は法人会計の人件費、管理費などに使用できるものとする。

その他、取扱い詳細については、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程に定め

る。

(基本財産)

第7条 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第8条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第9条** 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(以下、「事業計画書等」という)は、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。事業計画書等を変更する場合も、同様とする。
- 2 やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。ただし、重要な財産の処分及び譲受け並びに多額の借財を行うことはできない。
 - 3 事業計画書等については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第10条** 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第1号の書類については定時評議員会に報告し、第3号及び第4号の書類については定時評議員会の承認を得なければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項各号の書類、監査報告、理事及び監事並びに評議員の名簿、理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類及び運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類については、定時評議員会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供す

るものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第10の2条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条の運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第11条 当法人に、評議員3名以上6名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務員1名及び次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次の各号のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - (1) 当法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人であった者も含む。）
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者と当法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(任期)

- 第13条** 評議員の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 他の評議員の任期期間中に選任された評議員の任期は、他の評議員の任期の満了までとする。
 - 4 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときには、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第14条** 評議員に対しては、報酬として別に評議員会で定める日当を支給することができる。
- 2 前項の日当の各年度の総額は、10万円を超えないものとする。
 - 3 評議員に対しては、その職務を行うためにする費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

(構成)

- 第15条** 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第16条** 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - (4) 定款の変更

- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定例評議員会として毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催する。ただし、天変地異、政情不安等、その他当該時期に定例評議員会を開催することができない特段の事情があり、評議員会長の了承を得た場合は、特段の事情が解消された後合理的な期間内に開催することができる。

- 2 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができ、理事長又は専務理事は専決事項として、評議員会招集について理事会に諮ることなく、是非について判断をすることができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(評議員会決議の省略)

第21条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該提案について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長と議事録署名人は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(評議員会の運営)

第23条 評議員会の運営に関し必要な事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議会において定める評議会運営規則による。

第6章 役員

(役員)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、1名を理事長、1名を専務理事とする。必要がある場合には、理事のうち1名を副理事長とすることができる。

3 前項の理事長及び専務理事、計2名をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）が定める代表理事とする。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と特別の関係がある者を含む。）の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

また、各候補者については、評議員会が候補者名簿の提出をもって推薦することができる。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、当法人の業務を執行する。

- 3 専務理事は、当法人を代表し、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行するとともに、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 副理事長は、代表理事を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、専務理事と協力して、その職務を代行する。
- 5 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
ただし、天変地異、政情不安等、その他当該時期に報告することができない特段の事情があり、評議員会長の了承を得た場合は特段の事情が解消された後合理的な期間内に報告することができる。

(監事の職務及び権限)

- 第27条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第28条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 第24条に定める理事又は監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
 - 5 他の理事の任期期間中に選任された理事の任期は、他の理事の任期の満了までとする。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) その事業執行上、利益相反、その他の要因で当法人の運営に支障をきたす、又は疑義を生ずる身分となったとき。
- (4) 理事長又は専務理事の専決事項を除き、評議員会及び理事会の承認なしに、事業を

一存で執行し、当法人の運営に混乱を招くなどの公益目的に反した行為をなしたとき。

(報酬等)

第30条 当法人は、理事及び監事に対して、評議員会の決議によって、報酬を支給することができる。

2 理事及び監事に対しては、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の基準については、理事会の決議を経て、別に定める。

(競業及び利益相反取引)

第31条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引について重要な事実を開示し、その承諾を受けなければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のために当法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- (2) 理事が自己又は第三者のために当法人と取引をしようとするとき。
- (3) 当法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において当法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 前項の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(賠償責任の一部免除又は限定)

第32条 当法人は、一般法人法第198条において準用する一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、一般法人法第198条において準用する一般法人法第113条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 当法人は、理事（業務執行理事又は当法人の使用人ではない者に限る。）と監事との間で、前項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金1万円以上であらかじめ定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第7章 理事会

(構成)

第33条 当法人に、理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べる。

(権限)

第34条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 委員会の委員の選任
- (5) その他法令又はこの定款に規定する職務

(招集等)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、理事長以外の理事は、理事長に対して理事会の目的事項を示して理事会の招集を請求したにもかかわらず、請求をした日から5日以内に、その請求をした日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会招集通知が発せられない場合には、自ら理事会を招集することができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、監事は、理事会で意見を述べる必要があると認めて理事長に対して理事会の招集を請求したにもかかわらず、請求をした日から5日以内に、その請求をした日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会招集通知が発せられない場合には、自ら理事会を招集することができる。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たり、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、専務理事又は副理事長が代行する。

(決議)

第37条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事会の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。
- 3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法務省令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。

- 2 議事録が書面で作成されている場合には、理事会に出席した理事長及び監事は、議事録に署名又は記名押印する。
- 3 議事録が電磁的記録をもって作成されている場合には、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとる。

(理事会の運営)

第39条 理事会の運営に関し必要な事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第8章 定款の変更、合併、事業譲渡、解散及び清算

(定款の変更)

第40条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条(別表を含む。)、第12条についても適用する。

(合併等)

第41条 当法人が合併又は事業の全部若しくは一部を譲渡する場合には、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる決議によらなければならない。

(解散)

第42条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 基本財産の滅失その他の事由により当法人の目的である事業の成功が不能となった場合
- (2) 合併により当法人が消滅する場合
- (3) 破産手続開始が決定された場合
- (4) 裁判所による解散命令が確定した場合
- (5) 2事業年度連続して貸借対照表上の純資産額が300万円未満となった場合

(清算法人の機関)

第43条 当法人が清算法人となった場合、評議員、評議員会及び清算人の他、清算人会及び監事を設置する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第43の2条 当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 当法人が清算する場合に有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配は行わない。

第9章 委員会

(委員会)

第45条 当法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会において選任する。

3 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。

4 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、運営委員会規則に定める。

第10章 組織

(設置等)

第46条 当法人の事務及び事業を処理するため、各部門、部門の下には各部（室）を設置する。

2 部門には、部門長、部（室）長及び所定の職員を置く。

3 部門長及び部（室）長は、理事長が理事会の承認を経て任免する。

4 理事長が特に必要と定める場合は、部門長と部長の間に特別職を置くことができる。この場合の承認及び任免については前項の規定を準用する。

5 前2項に規定する職員以外の職員は、理事長が任免する。

6 組織及び運営に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第11章 会員

(会員の種類)

第47条 当法人に、次の各号に掲げる会員をおき、各会員の定義はそれぞれ当該各号に定

めるとおりとする。

- (1) 一般会員：当法人が行うサービス事業の利用を主とする大学、地方公共団体、企業又は団体
- (2) 賛助会員：当法人の事業に賛助する個人、企業又は団体

(会員手続き)

第48条 新たに当法人への入会を希望する企業又は個人の承認については、理事長又は専務理事が専決事項として、理事会に諮ることなく、是非について判断をすることができる。

(会員の権利義務)

第49条 会員は、理事会が別に定めるところにより、権利を有し義務を負う。

(入会金)

第50条 新たに会員となる者は、理事会の定めるところにより入会金を納入しなければならない。

(会費)

第51条 会員は、毎年度会費を納入しなければならない。

2 年会費の額及び徴収方法等について必要な事項は、理事会が定める。

(入会金等の用途)

第52条 前2条に定める入会金及び会費は、その半額以上を公益目的事業に使用するものとし、残余は法人会計の人件費、管理費などに使用できるものとする。

(会員の退会)

第53条 会員が退会するとき、会員は、一会計年度の途中に退会した場合も、当該年度の会費を負担しなければならない。

2 会員が退会したときは、当法人に対する一切の権利を失うものとする。

(会員の除名等)

第54条 理事会は、会員が別に定める義務を怠り又は当法人若しくは他の会員の名誉又は信用を著しく傷つける等したと認めるときは、その軽重に応じて、決議によりその会員に対して次の各号の懲罰を与えることができる。ただし、除名する場合は、正当な理由がある場合に限る。

- (1) 改善勧告
- (2) 退会勧告

(3) 除名

- 2 会員除名の場合、前条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合、同条第2項及び第3項中の「退会した」は「除名された」と読み替えるものとする。

第12章 個人情報保護

(個人情報保護)

第55条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第14章 補則

(委任)

第57条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、当法人の成立の日から施行する。
- 2 当法人の設立者は次のとおりである。
氏 名 渡邊 慎哉
住 所 東京都港区白金台3丁目18番8-903号
- 3 当法人の設立時評議員は次のとおりとする。
竹之下 誠一（福島県立医科大学 理事長）
齋藤 清（福島県立医科大学 副理事長）
藤島 初男（福島県立医科大学 理事長特別補佐）
- 4 当法人の設立時の役員は次のとおりとする。
設立時理事（設立時理事長） 家村 俊一郎
設立時理事（設立時副理事長） 高木 基樹
設立時理事 片平 清昭
設立時理事 磯貝 隆夫
設立時理事 今井 順一
設立時理事（設立時専務理事） 林 俊幸
設立時監事 宅間 仁志
- 5 当法人の設立当初の事業年度は、第8条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から

令和2年3月31日までとする。

- 6 当法人の設立当初事業年度の事業計画及び収支予算は、第9条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

以上、一般財団法人福島医大トランスレーショナルリサーチ機構の設立のため、この定款を作成し、設立者が次に記名押印する。

令和2年1月24日

設立者 渡邊 慎哉

附 則

- 1 この定款を、下記のとおり変更する。
- 2 当法人の評議員に次の者を加える。
鈴木 清昭（福島県産業振興センター 理事長）
岩根 正也（株式会社 熊谷組 福島事務所長）
- 3 当法人の役員に次の者を加える。
理事（副理事長） 赤井 正輝
理事 八巻 弘一

以上、定款の変更のため、この定款を変更する。

令和2年8月20日

理事長 家村 俊一郎

附 則

- 1 この定款を、下記のとおり変更する。
- 2 当法人の役員を以下に改める。
理事（理事長〔代表理事〕） 家村 俊一郎
理事（専務理事〔代表理事〕） 林 俊幸
理事 今井 順一（副理事長）
理事 片平 清昭
理事 磯貝 隆夫
監事 宅間 仁志

以上、定款の変更のため、この定款を変更する。

令和4年11月29日

理事長 家村 俊一郎

別表（第4条関係）

(1)	<p>人類等の疾病の予防、検査、診断、治療等の医療、ヘルスケア、ライフサイエンス及びバイオテクノロジーに関する以下の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究開発事業 ・ 共同研究、受託研究等の企画及び推進事業 ・ 調査事業 ・ 産業活性化の支援事業 ・ 機器の製造及び製造物の販売事業 ・ 研究成果物又は技術の移転事業
(2)	<p>福島県における医薬品関連産業の集積・技術支援のための研究開発施設の設置及び管理運営事業</p>
(3)	<p>医薬品、医薬品原料、生体試料、生体試料加工品及びライフサイエンス等に関する試薬の製造・販売事業</p>
(4)	<p>医薬品、医薬品原料、生体試料、生体試料加工品及びライフサイエンス等に関する試薬の保管、備蓄事業</p>
(5)	<p>事業の成果物及び知的財産の管理及び活用事業</p>
(6)	<p>アレルギー、感染症、自己免疫疾患、がん等に関する医療を提供する事業</p>
(7)	<p>公立大学法人福島県立医科大学との各種連携事業</p>
(8)	<p>福島医薬品関連産業支援拠点化事業の成果物及び知的財産の管理及び活用事業</p>
(9)	<p>その他、当法人の目的を達成するために必要な事業</p>
(10)	<p>関連する業務に関する人材育成のための教育・研修事業</p>
(11)	<p>定款第3条に掲げたビジョン実現に向けた各種公益事業</p>